名　称　笠磯灯標
位　置
所在地　安渡島灯台（広島県江田島市）の南南東方約一・七キロメートル
北　緯　三四―一五―四六
東　経　一三二―二四―四六
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・一メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十五年二月二十一日
名　称　金武中城港金武火力発電シーバース灯
位　置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西北西方約八・八キロメートル）
北　緯　二六―二六―一九
東　経　一二七―五五―一〇
変更した事項
光　度　実効光度一、五〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
高　さ　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十五年二月二十一日

○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
栗原市築館字照越神田二六番一から同市築館字城生野唐崎八九番一まで	前	A　一〇・九〇～一七・〇〇メートル	七六・二〇〇メートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一七・〇〇～一七・〇〇	七〇・〇〇	
	後	A　一〇・九〇～一七・〇〇	七六・二〇〇	
		B・C　一七・〇〇～一七・三五	七・三七〇キロメートル	
			一・九七八	
			七・三七〇	
			二・九二三	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○海上保安庁告示第六十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年三月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　大阪府岡田港沖防波堤北灯台
位　置
所在地　大阪府泉南市（岡田港沖防波堤北端）
北　緯　三四―二三―三二
東　経　一三五―一六―二四
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで三・五メートル　平均水面上から灯火まで六・四メートル
変更年月日　平成二十五年二月二十二日
名　称　大阪府岡田港波除堤灯台
位　置
所在地　大阪府泉南市（岡田港波除堤外端）
北　緯　三四―二三―三四
東　経　一三五―一六―二八
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで三・五メートル　平均水面上から灯火まで六・六メートル
変更年月日　平成二十五年二月二十二日

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　栗原市築館源光一〇一番七から同市志波姫堀口西風前四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十三日

○東北地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市太白区中田一丁目三一九番二から同市太白区東大野田一二七番まで	前	二四・六三～三八・一二メートル	一〇・五六五キロメートル
	後	一三・四八～三四・七八	一〇・五六五

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市平田三丁目一三七一番二地先から同市平田三丁目一三九〇番五〇まで	前	六一・二〇～一六六・一〇メートル	〇〇・〇八五キロメートル
	後	六一・五八～一六七・二〇	〇〇・〇八五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百九十八号　市川市平田三丁目一三六八番二から同市平田四丁目一四〇五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十三日